

# 瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和7年1月24日(金) 午後4時から午後5時  
2 開催場所 瀬戸市役所大会議室  
3 出席委員

## 農業委員

- 1番 伊藤 憲昭  
2番 井上 俊英  
3番 小澤 早由里  
4番 加藤 卓夫  
5番 作石 正太郎  
6番 高島 八十三  
7番 武田 晴光  
8番 長江 和春 欠  
9番 中村 征実  
10番 藤井 義廣  
11番 矢野 洋三  
12番 横道 厚子

## 農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成  
2番 江尻 雅之  
3番 大澤 憲男  
4番 加藤 晴次  
5番 藤田 茂夫  
6番 前田 晴美  
7番 松原 清  
8番 山田 泰司 欠

(出席 18 欠席 2 )

## 4 議事日程

- |       |                                |     |
|-------|--------------------------------|-----|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について           | 1 件 |
| 第2号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について           | 1 件 |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について           | 1 件 |
| 第4号議案 | 農用地利用集積計画の変更について               | 2 件 |
| 第5号議案 | 瀬戸市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定について | 1 件 |
| 第6号議案 | 非農地判断について                      | 1 件 |
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について  | 1 件 |
| 報告第2号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について  | 3 件 |
| 報告第3号 | 農地改良届出書について                    | 1 件 |
| 報告第4号 | 生産緑地の斡旋について                    | 1 件 |
| 報告第5号 | 農作業料金・農業労賃に関する調査票について          | 1 件 |

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会1月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、農業委員の8番 長江 和春（ながえ かずはる）委員、推進委員の8番 山田 泰司（やまだ ひろし）委員より、欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

7番 武田 晴光（たけだ はるみつ）委員、

9番 中村 征実（なかむら まさみ）委員を指名いたします。

議長

議事に入る前に、先月保留となった第70号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請に係る第70号議案については、計画の変更が見込まれるため、取り下げ申請が提出されました。第70号議案は欠番とさせていただきますのでご承知おきください。以上です。

**（第1号議案）**

議長

では、これより議事に入ります。「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本議案および第3号議案については、井上委員が申請者となるため、本件審議の後、第2号議案と順番を入れ替え、先に第3号議案の審議をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、井上委員ご退席をお願いいたします。

では事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記・現況地目ともに畑の1筆で面積は326㎡、今後も畑として利用予定です。当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していた渡人と受人とで話がまとまり、本申請に至りました。受人は、申請地の近隣において合計約6,000㎡の農地を耕作しており、通作条件等も問題ありません。担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第1号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第1号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第1号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第3号議案)

議長 続きまして「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」

を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目、現況地目共に畑の9筆で、農地の面積は7,147㎡、目的は資材置場及び駐車場及び通路です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地は、既に資材置場等として使用されているため始末書が提出されています。今回の農地転用に申請により利用形態を現況から変更し、使用していく予定となっています。

申請地は、北が私道で共同通路となっています。西が道路、南と東には土木・建築関係の会社が事業をしており、周辺に農地がないため近隣農地への支障はありません。

排水は、申請地中央に沈砂池を設け、敷地内排水路から北側の共同通路を通過して西の道路側溝へ排水します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第3号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第3号議案について、ご質疑はございませんか。

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第3号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長           ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第2号議案)

議長           続きますして「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」ですが、今月は保留となりました。事務局の説明をお願いいたします。

事務局       こちらの案件については、計画の変更が見込まれるため、保留となりました。来月以降に審議する場合は、この議案番号で審議をさせていただきます。以上です。

(第4号議案)

議長           続きますして、「第4号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局       本件は、農地の利用権を設定するため、貸し手および借り手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

受人について、番号1の方は現在農業塾に通っており、来月卒塾予定です。番号2の方は、以前同地区で利用権設定をされた方で、今回は規模拡大となります。利用予定について、番号1はまこもだけ、番号2は野菜等の畑です。以上より、農用地利用集積計画の変更につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりです。

第4号議案につきましては以上です。

議長           事務局の説明は終わりました。第4号議案について、ご質疑はございません

んか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第4号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第5号議案)

議長 続きまして、「第5号議案 瀬戸市地域農業経営基盤強化促進計画の策定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年3月までに策定が義務付けられた地域農業経営基盤強化促進計画、通称地域計画についてです。地元において協議等が行われ、地域計画の案が完成したことから、同法第19条第6項に基づき、瀬戸市長から、本委員会に意見の提出が求められているものです。

地域計画については、以前より、農業委員の皆様には説明をさせていただいており、また地域の協議への参加等、ご協力をいただいたところではあります。改めて概要等、簡単に説明させていただきます。

本市は、駒前地区、十軒・本郷地区、上半田川地区、鳥原地区の4地区で策定します。この4地区は、瀬戸市農業振興地域整備計画において、特に守るべき農地として、農用地に指定されている地区になります。まず昨年度に、農地所有者や認定農業者等に対し、意向調査を行いました。その後、その結果を踏まえ、各地区で第1回目の協議を行い、地域計画の策定に向けた話し合いを行いました。

そして今年度、第2回目の協議を行い、各地区で地域計画の案が完成しました。それが、事前にお配りした議案書のとおりです。

地域計画は、本委員会を含む各所への意見聴取や縦覧、公告の手続きを踏まえ、令和7年3月をもって完成となりますが、毎年の進行管理を行うことや、5年を目安に見直すことが求められています。令和7年3月の完成で終わりではなく、引き続き、各地区において協議を継続していく予定です。

なお、1月20日までを期限に、委員の皆様には意見があればご連絡をいただくよう依頼しておりましたが、意見はありませんでしたので、本会としては「意見なし」として、瀬戸市長へ回答させていただきます。

第5号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第5号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第5号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長           ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認することに決しました。

**(第6号議案)**

議長           続きます、「第6号議案 非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局       本件は、皆様に毎年現場確認をしていただいている夏の農地パトロールの結果、非農地「B」と判断した農地を農地台帳から除外するものです。イメージとしては、申請によるものではなく、農業委員会が自主的に農地転用を行うものと解釈していただければ結構です。農業委員会が行うことは非農地判断と農地台帳からの当該農地の除外であり、それに伴う登記地目の変更は土地所有者本人に行っていただきます。参考に他市のホームページを印刷してお配りしていますのでご覧ください。非農地判断による土地所有者への影響は、そこに記載があるとおりですので、改めてご確認をお願いします。

夏の農地パトロールの後、事務局から該当農地の土地所有者等へ事前確認の通知を送付しています。お手元の「非農地判断について(通知)」をご覧ください。この通知に対して、ご連絡がないものも含めて、異議がない方に今後「非農地通知書」を送付する予定です。

横向きの一覧表をご覧ください。今回は「山林化」に着目し、一覧表の現場担当者とそのペアの方に現場確認をいただき、農業委員会事務局も現場確認をしています。非農地判断の運用としては、農業委員等が3名以上で確認することとなっておりますので、この後現地の写真を全員で確認して、最終的な非農地の判断をしていきたいと思っております。

それではプロジェクターをご覧ください。

(現場の筆や現況写真等を見せて説明)

第6号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第6号議案について、ご質疑はございませんか。

横道委員 今後、竹林のところも、非農地判断をしていくことになりますか。

事務局 まず、毎年の利用状況調査において、農業委員の皆様がBと判断したところについて、非農地判断を行うかどうか、検討することになります。一概に、竹林になっているから、すべて非農地判断する、ということではありません。現場のことをよく知っている地元の農業委員さんの意見等を踏まえながら、考えていきたいと思っています。

議長 他にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

加藤晴次委員 今後、我々がBと判断したところは全部、非農地判断をされるということですか。

事務局 今回は、明らかに山林化してしまった農地のみを対象にしました。ですが、本来、山林化ではないBもあります。例えば極小地や、道路を作った時の残地であるなど、明らかに農業に適さない土地もBとなります。ただし、課税が変わる可能性がある、いわゆる農家資格がなくなるなど、土地所有者の権利に関わる部分もありますので、慎重に非農地判断はしていきたいと考えています。

議長 非農地判断をすると、本来は農地転用の許可申請が必要ですが、その手続きが不要となるので、そういう点からも、慎重にしていきたいと思います。

事務局 Bの土地は、本当はもっとあるかと思いますが、山林化した農地については、非農地と判断する説明が付きやすいこともあり、今回はまず山林化した農地を対象とさせていただきました。今後も、まずは山林化した農地を対象に、少しずつ非農地判断していければよいと思っています。

議長 他にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第6号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして、報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1・2号 農地法第4条第1項第7号の届出については1件、農地法第5条第1項第6号の届出については3件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第3号 農地改良届出書については1件ありました。詳細は記載のとおりです。

報告第4号 生産緑地の斡旋については1件ありました。本件は、所有者から買い取り申し出があり、市等において買い取りをしないことになったため、生産緑地法第13条に「生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならない。」とされていることから、都市計画課より情報提供があったもので、斡旋を希望される方がいらっしゃいましたら、2月5日の水曜日までに事務局にお知らせください。

報告第5号 農作業料金・農業労賃に関する調査票について、こちらは毎年全国農業会議所および愛知県農業会議から依頼があるもので、農業労働力の確保・調整や標準賃金の作成等のため集計・公表されており、回答は記載のとおりです。

報告事項につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会1月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。